

労働環境改善スケジュール

分野名	括り	作業内容	これまで1ヶ月の動きと今後6ヶ月の予定	6月		7月			8月			9月		10月		11月		12月		1月以降	備考		
				20	27	4	11	18	25	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上			中	下
防護装備	1	防護装備の適正化検討	<p>(実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> DS2マスク不要エリアの拡大1~4号機周辺防護区域外Gゾーンにおける保護具見直しの運用検討 全面マスク用アノラックの導入 <p>(予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> DS2マスク不要エリアの拡大1~4号機周辺防護区域外Gゾーンにおける保護具見直しの運用検討 DS2マスク不要エリアの拡大1~4号機周辺防護区域外Gゾーンにおける保護具見直しの運用 全面マスク用アノラックの導入 <p>※管理対象区域を3つのゾーンに区分し、各区分に応じた防護装備を着用することで、作業時の負荷軽減による作業性の向上を図る。</p>	検討・設計	DS2マスク不要エリアの拡大1~4号機周辺防護区域外Gゾーンにおける保護具見直しの運用検討			全面マスク用アノラックの導入															
				現場作業	仕様検討(全面マスク用、電動ファン付き全面マスク用)									試作品評価・改良		仕様確定・発注手続き							
				現場作業				試作品の試着テスト1回目						試作品の試着テスト2回目									
人身安全	2	重傷災害撲滅、全災害発生状況の把握	<p>(実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> 協力企業との情報共有、安全施策の検討・評価 安全衛生推進協議会の開催：災害事例等の再発防止対策の周知等 作業毎の安全施策の実施(TBM-KY等) 熱中症予防対策の実施(4~10月) <p>(予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 協力企業との情報共有、安全施策の検討・評価 安全衛生推進協議会の開催：災害事例等の再発防止対策の周知等 作業毎の安全施策の実施(TBM-KY等) 熱中症予防対策の実施(4~10月) 	現場作業	情報共有、安全施策の検討・評価																	(継続実施)	
				現場作業	熱中症予防対策の実施(4~10月)																		
労働環境改善	3	長期健康管理の実施	<p>(実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査対象者・医療機関等からの問い合わせ対応及び検査費用の精算手続き 2021年度対象者(退職者及び協力企業作業員)への検査案内に向けた準備 <p>(予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査対象者・医療機関等からの問い合わせ対応及び検査費用の精算手続き 2021年度対象者(退職者及び協力企業作業員)への検査案内に向けた準備 	現場作業	健康相談受付																	(継続実施)	
				現場作業	【検査受診期間】検査対象者・医療機関等からの問い合わせ対応及び検査費用精算手続き、2021年度対象者(退職者及び協力企業作業員)への検査案内に向けた準備																		
健康管理	4	継続的な医療職の確保と患者搬送の迅速化	<p>(実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1F救急医療室の2021年9月までの医師確保完了(固定医師1名+0-7-30支援医師) 1F救急医療室の7~9月の勤務医師調整 <p>(予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1F救急医療室の10~12月の勤務医師調整 1F救急医療室の1~3月の勤務医師調整 	検討・設計	1F救急医療室の7~9月の勤務医師調整						1F救急医療室の10~12月の勤務医師調整			1F救急医療室の1~3月の勤務医師調整									
				現場作業	1F救急医療室9月までの医師確保完了																		
労働環境改善	5	感染症対策の実施	<p>(実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症対策の実施 <p>(予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症対策の実施 	現場作業	新型コロナウイルス感染症対策の実施																	(継続実施)	
				現場作業																			
要員管理	6	作業員の確保状況と地元雇用率の実態把握	<p>(実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> 作業員の確保状況と地元雇用率についての調査・集計 <p>(予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 作業員の確保状況と地元雇用率についての調査・集計 	検討・設計	▼作業員の確保状況調査依頼			作業員の確保状況集約▼			作業員の確保状況調査依頼		作業員の確保状況集約▼		▼作業員の確保状況調査依頼								
				現場作業	作業員の確保状況(6月実績/8月予定)と地元雇用率(6月実績)についての調査・集計			作業員の確保状況(7月実績/9月予定)と地元雇用率(7月実績)についての調査・集計			作業員の確保状況(8月実績/10月予定)と地元雇用率(8月実績)についての調査・集計												
労働環境改善	7	労働環境・就労実態に関する企業との取り組み	<p>(実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働環境・就労実態に関する意見交換及び実態把握 意見交換及び実態把握に基づく解決策の検討・実施・結果のフィードバック 相談窓口への連絡(処遇・労働条件等)への対応 <p>(予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働環境・就労実態に関する意見交換及び実態把握 意見交換及び実態把握に基づく解決策の検討・実施・結果のフィードバック 相談窓口への連絡(処遇・労働条件等)への対応 	検討・設計	労働環境・就労実態に関する意見交換及び実態把握、解決策の検討・実施・結果のフィードバック																	(継続実施)	
				現場作業																			

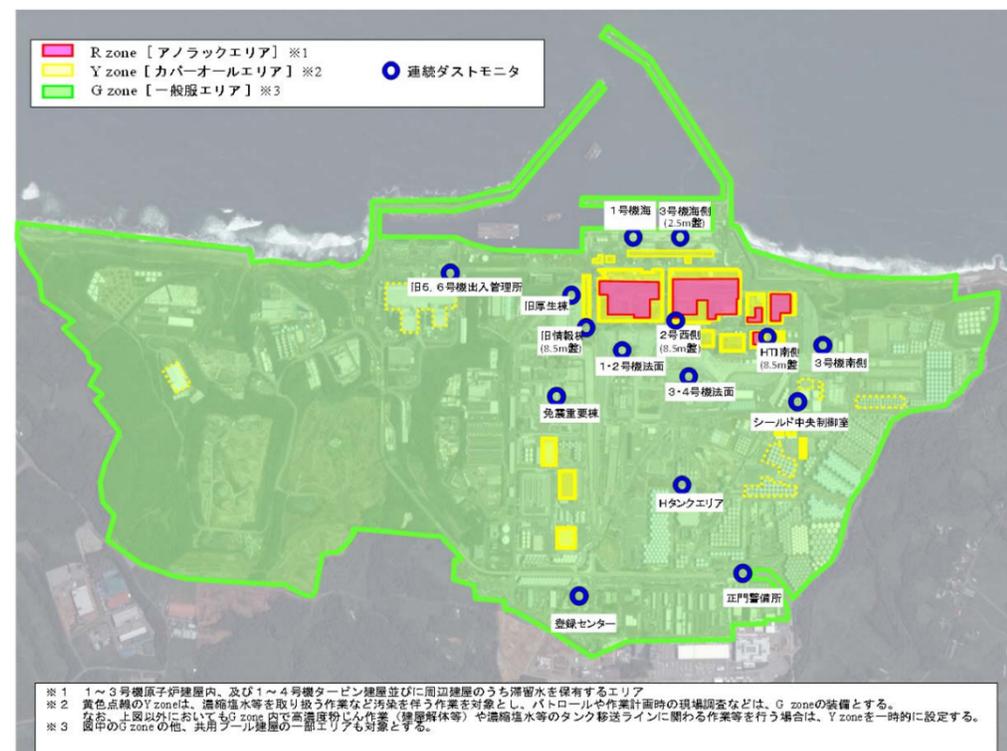
2021年7月28日15時現在で、福島第一原子力発電所で働く社員及び協力企業作業員等において新型コロナウイルス感染者が32名(社員4名、協力企業作業員27名、取引先企業従業員1名)発生

2021年7月27日現在で、新型コロナウイルスワクチンの接種については、1回目は社員318名、協力企業作業員781名、2回目は社員3名、協力企業作業員30名が実施済

視察者の受け入れは、7月12日から当面(8月22日)まで中止

分野名	括り	作業内容	これまで1ヶ月の動きと今後6ヶ月の予定		6月		7月			8月			9月	10月	11月	12月	1月以降	備考
			20	27	4	11	18	25	上	中	下	上	中	下	上	中	下	

労働環境改善



管理対象区域の運用区分 レイアウト 提供：日本スペースイメージング, ©DigitalGlobe

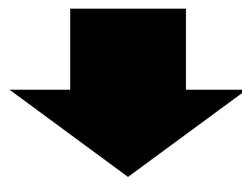
福島第一原子力発電所構内における DS2マスク不要エリアの拡大について

2021年7月29日

TEPCO

東京電力ホールディングス株式会社

- アスファルト化した休憩所間の移動では、既にGゾーン内に個人靴移動可能エリアを設定して、Gゾーン内の徒歩での移動は防塵マスク（DS2マスク）着用不要としている。
- 一方、Gゾーンで作業を行う場合は、一般作業服に念のためDS2マスクを着用する運用としているが、明らかにダストが舞いあがるおそれのない作業でもDS2マスクを着用するルールとなっており、過剰装備となっている。



1～4号機周辺防護区域外（ただし、5・6号機建屋内を除く）のGゾーンにおいて、個人靴移動可能エリアの徒歩での移動のみでなく、軽作業についてもDS2マスクを不要とすることで、作業員の身体負荷軽減を図る。

なお、軽作業以外は従前の通りDS2マスク着用とする。

実施内容

- 今回、Gゾーンの作業のうち、汚染している設備や機器を取り扱う作業ではなく、ダストが舞いあがるおそれのない軽作業※や、装備交換所又は休憩所間の車両での移動時は、DS2マスク着用不要とする（ただし、5・6号機建屋内を除く）。
- また、雑固体焼却設備建屋や固体庫9棟といった管理区域のB区域についても、上記のような軽作業は、DS2マスク着用不要とする。

※軽作業の例として、
正門での出入管理業務、車両スクリーニング場でのサーベイ業務、
環境サーベイ業務、視察、現場の写真撮影 など



正門の出入管理業務



車両スクリーニング業務

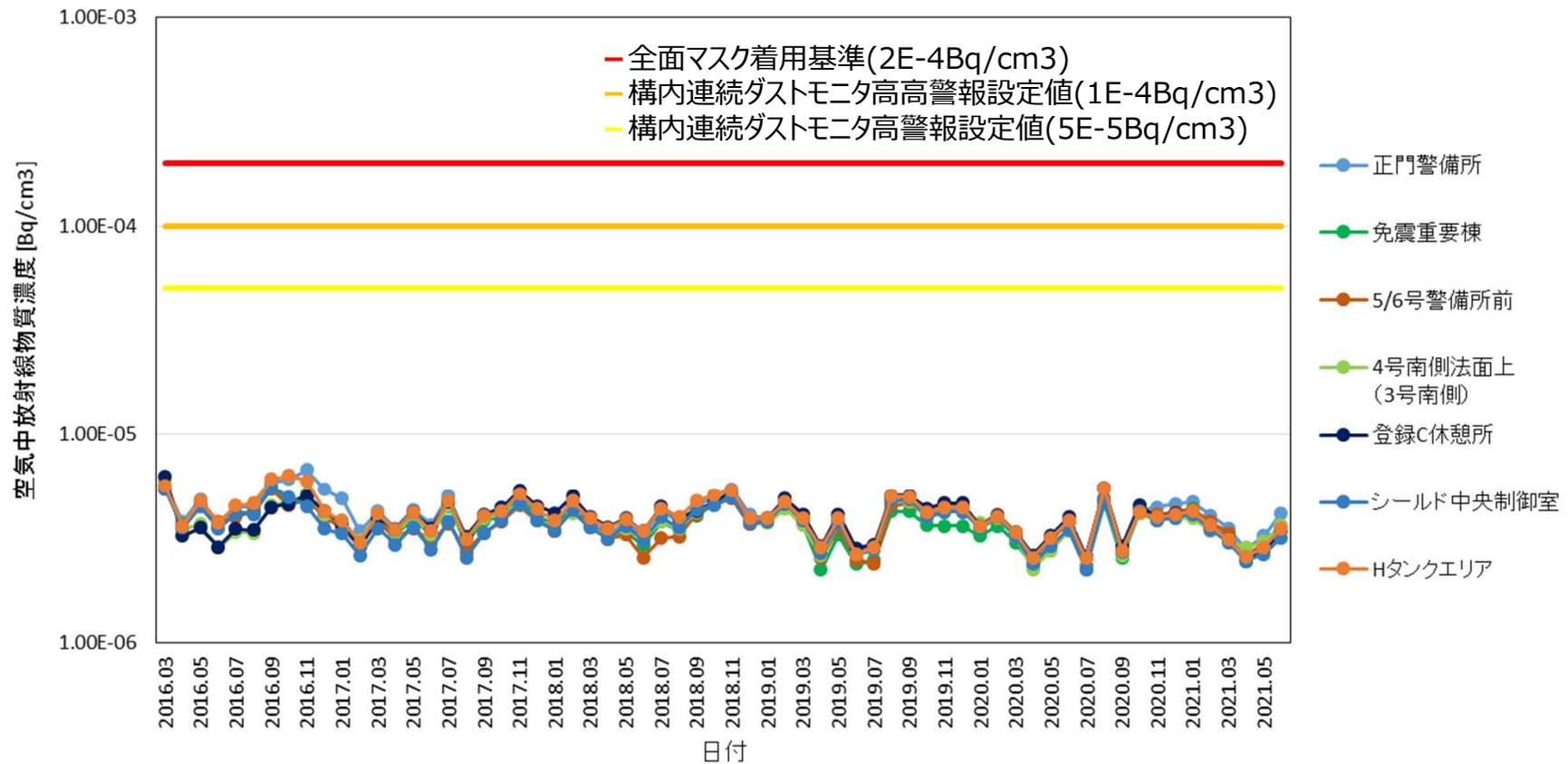


環境サーベイ業務

1～4号機周辺防護区域外におけるダストの状況

- 1～4号機周辺防護区域外のダスト濃度は、 10^{-6} 乗 Bq/cm^3 オーダーで安定して推移しており、有意な変動は見られない。

主要な構内連続ダストモニタの推移(月平均)



GゾーンとB区域の放射線防護装備

- 現在の以下の装備から、DS2マスクを着用不要とする。
- ただし、新型コロナウイルス感染予防対策として、個人のサージカルマスクは着用する。



- DS2マスク⇒着用不要
- 一般作業服
- 綿帽子
- 軍手 又は
綿手袋+ゴム手袋2重
- 靴下2重

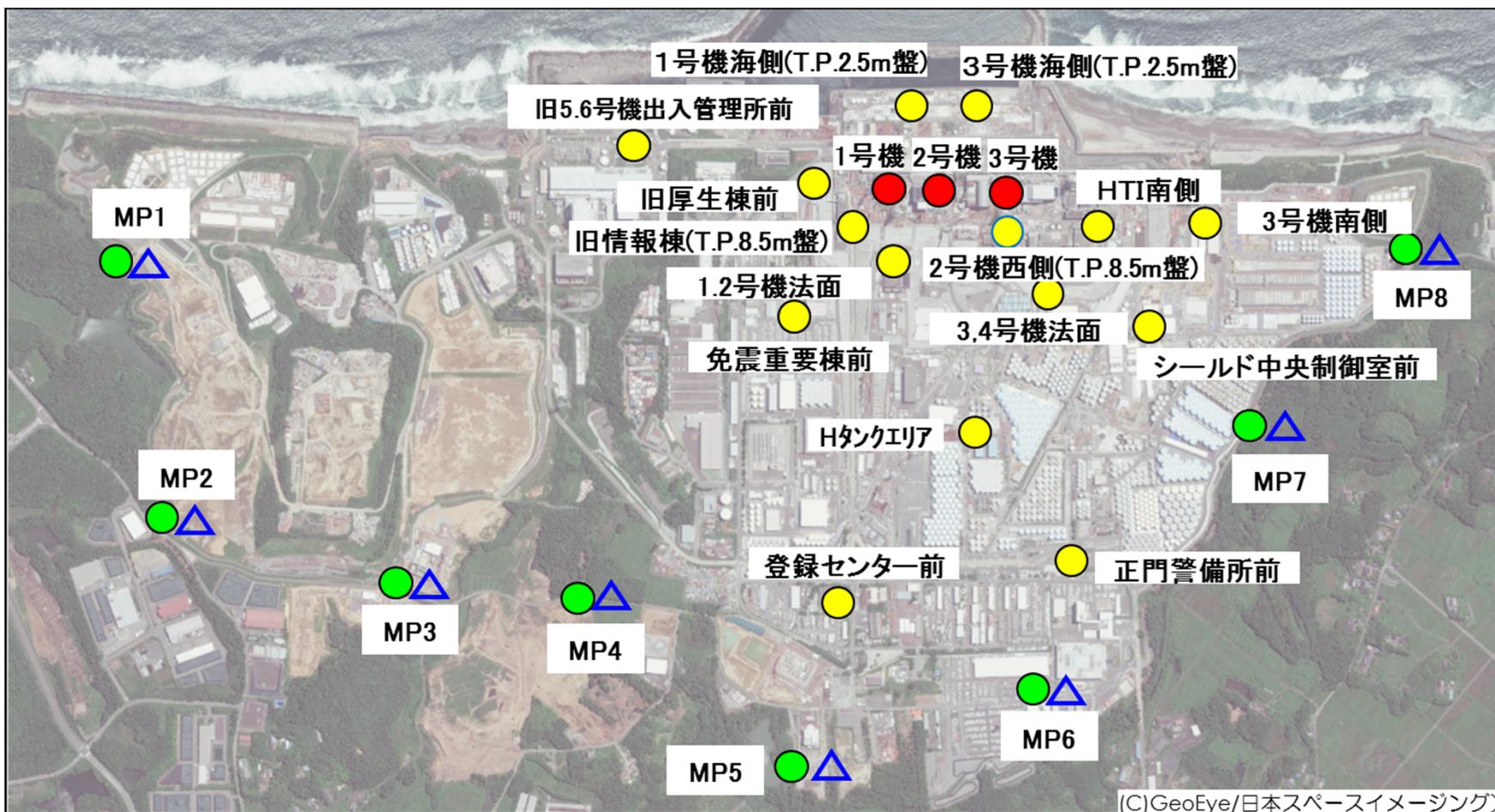
- 8/2(月)から運用開始とする。
- 各作業の作業件名届及び放射線管理計画書（RWA）に記載した放射線防護装備（DS2無し）と作業内容について、作業主管G及び放射線防護Gが確認した上で実施する。

以下、参考

これまでの運用実績を踏まえて、以下の事項を実施してDS2不要エリアを運用する。

- 「連続ダストモニタ」による常時監視
連続的に空气中放射性物質濃度を測定し、告示濃度の10分の1以下であるマスク着用基準（ $2E-4Bq/cm^3$ ）を超えていないことを監視
- 構内の表土の汚染状況の確認
定点の構内の表土をサンプリングし、土壌の汚染レベルの変動有無を確認
- 区域区分管理
一般作業服が汚染するリスクがある作業を行う場合は、区域区分を変更して作業を行う
- 作業管理
作業計画を立案する段階でダストが舞い上がる作業の有無、作業エリアのモニタリング結果等を工事主管G及び放射線防護Gがレビューし、その結果を踏まえた上で適切な防護装備を決定する
- 全面マスクの配備
不測の事態に迅速に対応するため、休憩所に使用可能な状態で全面マスクを配備
- 念のためDS2は車に配備しておき、車内でも着用できるようにする

<参考> 空气中放射性物質濃度の状況（ダストモニタの測定箇所）



- オペレーティングフロア上のダストモニタで監視（1号機：6箇所、2号機：4箇所、3号機：5箇所）
- 構内ダストモニタで監視（15箇所）
- ▲ 敷地境界ダストモニタ（8箇所）による監視
- 敷地境界モニタリングポスト（8箇所）

福島第一における作業員の健康管理について

(厚労省ガイドラインへの対応状況)

2021年7月29日

The logo for TEPCO, consisting of the letters "TEPCO" in a bold, red, sans-serif font.

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一における作業員の健康管理対策として、各元請事業者及び東京電力が以下の確認を行う仕組みを構築し運用中

- ・対象:健康診断受診者(※)のうち、結果で「要精密検査」・「要治療」・「要治療継続」と判定された者
- ・内容:上記対象者が医療機関を受診し、必要な者に対する就業措置等の対応が取られていることの確認

※関係法令により、放射線業務従事者として従事を始めるとき及び、以降2回／年の頻度で健康診断を受けることが義務付けられている。上記の各判定は、これらに基づく判定。

<経緯>

- ・厚労省のガイドラインへの対応として、産業医科大学殿から頂いたご指導を具体的な達成目標とし、各元請事業者の協力のもと、2016年7月(一部8月)より、当該運用を開始。
- ・当面、四半期毎に各元請事業者より管理状況報告を受けて確認することとしている。
(2016年度第2四半期の管理状況より、廃炉・汚染水対策チーム会合事務局会議で報告を実施)
- ・**今回、2020年度第4四半期分(1～3月の健康診断)の管理状況及び第3四半期分以前のフォローアップ状況を確認。⇒ 結果概要は2、3頁に記載。**

【具体的な達成目標】

東京電力及び元請事業者により、関係請負人の作業員について、以下の5点が確実に実施されている状態を実現させること

- ①定期的に必要な健康診断を全員が受けていることを確認
- ②健康診断の結果、治療または精密検査が必要とされた作業員が、医療機関を受診していることを確認
- ③医療機関を受診して治療が必要とされた作業員が、すくなくとも福島第一構内で働く間は、必要な治療を継続していることを確認
- ④定期的な健康診断の結果に基づき、就業上の措置を含む対応が行われていること
- ⑤就業上の措置の実施状況が継続的に確認され、見直しが行われていること

第4四半期(1~3月)に実施の健康診断に対する管理状況の取り纏め結果

(1)健康診断受診及び結果の状況 [集約の対象: 49事業所 (元請事業者数47社)]

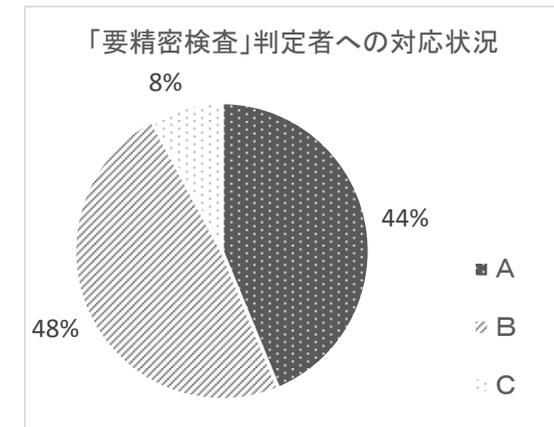
- ・期間中の健診受診者数は、合計2,776人で、そのうち、「要精密検査」は全体の8.6%の240人であった。
(「要精密検査」「要治療」「要治療継続」のいずれかの判定者は全体の27.0%の合計751人)

(2)「要精密検査」判定者への対応状況

- ・各元請事業者からの報告時点で、既に44%が精密検査を受診し必要な者に対する就業措置まで完了(A)の状況にあり、近く完了が見込める者(B)を含めると92%となった。
- ・各社とも構築した仕組みのもとで、指導、管理が適切に実施されている状況にある。
- ・指導後も未受診(C)と回答の8%は、次の2021年度第1四半期分報告時にその後の状況を確認する。

・「要精密検査」判定者の人数 240人

対応状況 A(精密検査を受診し、必要な場合は事業者による就業措置まで完了)	105人
B(現在、途中段階)	116人
C(指導後も未受診)	19人



⇒各元請事業者から適切に報告がなされ、各社が構築した仕組みが有効に機能し、関係請負人での実施状況まで把握できる状態。

注)人数は各社からの報告の単純集計であり、所属の異動や健康診断種別ごとにカウントしているケースなどによる重複もある。次ページも同じ。

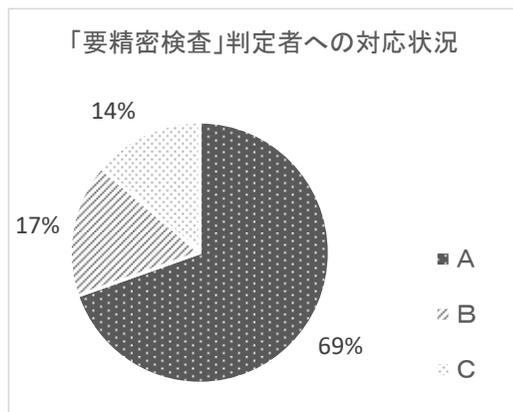
3. 2020年度 第3四半期分以前のフォローアップ状況

第3四半期分報告の「要精密検査」判定者への対応フォローアップ状況

「要精密検査」判定者の人数 451人

【第3四半期報告当時】2021年2月

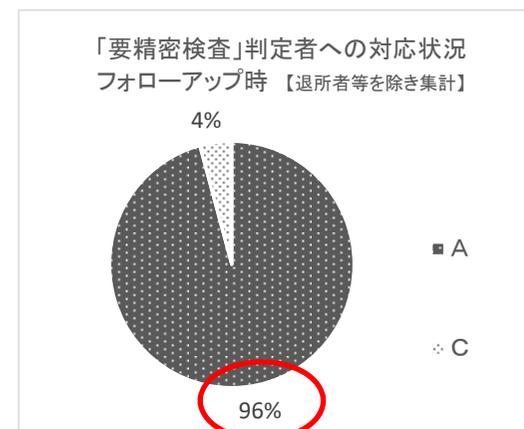
A (精密検査を受診し、必要な場合は事業者による就業措置まで完了)	314人
B (現在、途中段階)	75人
C (指導後も未受診)	62人



【フォローアップ状況報告時】2021年5月

A (精密検査を受診し、必要な場合は事業者による就業措置まで完了)	410人
C (指導後も未受診)	18人

(健康診断受診後に間もなく退所した者等を除く)



⇒第3四半期報告時点で対応が完了していなかった対象者も**継続した対応がなされ、今回のフォローアップ報告時点で96%まで完了**(退所者等は除く集計)。残り4%(18人)も継続して確認していく。

2020年度 第2四半期分報告の「要治療」・「要治療継続」判定者への対応状況

(「要治療」・「要治療継続」者への対応状況については、次々四半期報告で報告を求める運用としている)

⇒健康診断後の退所者を除き、全員が治療を開始、または治療継続中であることを確認。